

議員発案第 1 号

由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正について

由利本荘市議会議員政治倫理条例（平成 20 年由利本荘市条例第 48 号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第 112 条及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 28 年 3 月 17 日提出

由利本荘市議会議長 鈴木和夫様

提出者 由利本荘市議会議員 佐藤 勇[自署]

賛成者 同 上 伊藤 順男[自署]

同 上 伊藤 岩夫[自署]

同 上 今野 英元[自署]

同 上 佐々木 隆一[自署]

提案理由

由利本荘市議会議員政治倫理審査会の委員定数を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会議員政治倫理条例（平成２０年由利本荘市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「９人」を「６人」に改める。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。